

令和 7 年 度

森林管理道開設林道整備事業
横見谷線 1 工区 （強靱化林道整備）

鹿児島市 春山町 地内

森林土木工事（林道）特記仕様書

（1）工事の仕様は，森林土木共通仕様書によるほか，この特記仕様書によるものとする。

鹿児島県鹿児島地域振興局

第1章 総則

第1条 (適用工事)

この特記仕様書は、上記工事において適用する。但し、別冊閲覧設計書該当工種外の条項については抹消されるものである。

第2条 (合併積算)

本工事は〇〇と合併積算とする。

第3条 (契約の履行に適用する設計図書)

工事は、契約書及び設計図書によるほか、鹿児島県環境林務部制定「森林土木工事共通仕様書」、
「森林土木工事施工管理基準」、及び土木学会制定「コンクリート標準示方書」によって施工するものとし、上記基準によりがたい場合は、監督職員に協議するものとする。

なお、共通仕様書、施工管理基準等は、最新版を使用するものとする。

第4条 (工事代金の支払特約)

工事請負代金の支払い方法については、工事請負契約時に選択するものとするが、中間前金払と部分払を併せて選択することはできない。

前 金 払 契約金額が100万円以上のものについては、工事請負代金の40%の範囲内で行うことができる。

中間前金払 契約金額が100万円以上のものについては、工事請負代金の20%の範囲内とする。

(ただし、工期の2分の1を経過し、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされる当該工事にかかる作業が行われており、経費が請負金額の2分の1以上の額に相当する場合とする。

なお、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金の額の10分の6をこえてはならないものとする。)

部 分 払 契約金額が100万円以上のものについては、行うことができる。

(3回以内、ただし前金払がある場合は2回)

第5条 (建設工事の適正な施工の確保)

建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

2 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

3 請負者が工事現場ごとに、配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事にかかる建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者または同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げるものと同等以上の能力を有すると認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求があった場合は、資格者証を提示すること。

なお、本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。

対象者は平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者または更新交付された者とする。（平成16年2月29日以前の「監理技術者資格者証」は対象外）

4 1から3のほか建設業法に抵触する行為は行わないこと。

(参考)

○ 技術者の配置について

建築一式工事以外				建築一式工事	
下請代金額		5,000万円未満	5,000万円以上	8,000万円未満	8,000万円以上
配置する 技 術 者	元請	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者
	下請	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者

○ 技術者の専任について

建築一式工事以外				建築一式工事	
請負代金額		4,500万円未満	4,500万円以上	9,000万円未満	9,000万円以上
技 術 者 の 専 任	元請	非 専 任	専 任	非 専 任	専 任
	下請	非 専 任	専 任	非 専 任	専 任

- (注) 1 請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請、下請に関わらず、主任技術者を配置すること。
- 2 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち5,000万円以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置すること。
- 3 専任の監理技術者を配置する場合は、あらかじめ監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講していること。
- 4 工事1件の請負金額が4,500万円以上のものについては、技術者は専任で配置すること。
- 5 主任技術者は、専任を要する工事以外であれば、その職務を誠実に行うことが可能な範囲で複数の工事現場の兼務ができる。
- 6 法令上の要件等を満たすことで主任技術者、監理技術者及び営業所技術者は専任を要する工事を兼務できる。
- 7 特定専門工事においては、法令上の要件を満たすことで、元請が配置する主任技術者が、下請が配置する主任技術者が行うべき職務を併せて行うことができ、この場合においては、当該下請は主任技術者の配置を要しない。
- 8 原則として主任（監理）技術者と現場代理人は兼任できる。

第6条 （監理技術者等の兼任）

1 建設業法第26条第3項第1号（監理技術者等の選任義務の合理化）

技術者の専任については、法令上の要件等を満たすことで主任技術者、監理技術者及び営業所技術者は専任を要する工事を兼務できる。

兼務できる工事は、「建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規程の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」（令和7年2月6日、土木部長・農政部長・環境林務部長・商工労働水産部長通知：県ホームページ参照）に示す、兼務可能な条件を全て満たすこと。

2 建設業法第26条第3項第2号（旧建設業法における特例監理技術者相当）

本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、「建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規程の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」（令和7年2月6日、土木部長・農政部長・環境林務部長・商工労働水産部長通知：県ホームページ参照）に示す、兼務可能な条件を全て満たすこと。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム ⇒ 社会基盤 ⇒ 土地・建設業 ⇒ 建設業

第7条 （現場代理人の兼任）

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

（１）兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が4,500万円未満であること。

ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。

（２）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

（３）兼任する工事の相互の移動は、概ね１時間以内であること。

（４）発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

（５）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

（６）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙１）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第8条 （監理技術者等の途中交代）

1 監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代が認められる一般的な条件は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などである。

【例】

- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート等の工場制作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ・一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・工程上一定の区切りと認められる時点以降

※工程上一定の区切りと認められる時点について

監理技術者等を途中交代できる「工程上一定の区切りと認められる時点」は、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の配置技術者の途中交代が可能な期間とする。

なお、交代後の監理技術者等に必要能力は、当該工事が一般競争入札であった場合は、入札参加資格としている配置予定技術者の資格要件を満足する者であること。

- 2 上記1のいずれの場合であっても、発注者が工事の継続性、安全管理及び工程等に支障がないと認める場合に限り、監理技術者等の途中交代を認めるので、受発注者間で協議すること。

第9条 （監理技術者等の専任を要しない期間）

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第10条 （現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

- 1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

- 2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第11条 （下請工事における管内(県内)建設業者の優先活用）

- 1 受注者は、工事の一部を下請けに付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
- 4 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査 ⇒森林土木工事関係書類一覧表

なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第12条 （下請関係の適正化）

- 1 建設業法に違反する一括下請その他不適切な形態での下請契約を締結しないこと。
- 2 下請契約の締結に際しては、建設業法における建設工事の請負契約に関する規定（第18条～第24条の8）を遵守すること。
なお、次に掲げる事項については特に留意すること。
 - （1）契約は、対等な立場で双方の合意に基づいて締結すること。
 - （2）法定福利費が内訳明示された見積書の提出を下請業者に強く働きかけるとともに、提出された見積書を尊重すること。
 - （3）工事内容・工期・請負代金等の具体的な契約内容について、書面により契約を締結すること。
なお、追加工事等の発生により契約の内容を変更する場合も、当初契約を締結した際と同様に書面により変更に係る契約を締結すること。
 - （4）標準下請契約約款（昭和52年4月中央建設業審議会勧告）に準拠した契約書を交わすこと。
 - （5）通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこと。
 - （6）下請代金は、工事内容及び工期等から勘案して適正なものであること。
 - （7）前払金を受領した場合は、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払するよう十分配慮すること。
 - （8）下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
特定建設業者においては、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から50日以内で、できる限り短い期間内に支払日を定めること。
 - （9）下請代金の支払方法は、できる限り現金によるものとし、少なくとも下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすること。
 - （10）手形期間が60日を超える手形は、建設業法第24条の6第3項が禁止する「割引困難な手形」に該当し、建設業法に違反するおそれがあることに留意すること。

第13条 （施工体制台帳の作成等）

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

【参考】施工体制台帳に添付すべき書類は以下のとおりである。

ア 建設工事の契約書等の写し

- ① 施工体制台帳及び再下請通知書に関する建設工事の請負契約書の写し（契約書若しくは注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款）
- ② 見積時に合意された工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書（建設工事標準下請契約約款第2条参照）

イ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の資格を有することを証する書面

専任の監理技術者の場合は監理技術者資格者証の写しに限る

ウ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の雇用を証する書面、健康保険等の写し

エ 元請業者が置いた専門技術者（置いた場合に限る。）の資格及び雇用を証する書面

第14条 （施工体系図の作成等）

受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第15条 （再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画）

1 請負者は、すべての工事において数量の大小にかかわらず、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、現場に掲示する必要のある工事は、以下のとおりとする。

なお、工事完成時には、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

（１）再生資源利用（促進）計画を現場に掲示する工事

① 再生資源利用計画書

土砂、コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルトコンクリート、採石を利用する工事

② 再生資源利用促進計画書

コンクリート塊、木材、アスファルトコンクリート塊、建設発生土（第一種～第四種）、浚渫土以外の泥土、浚渫土などが搬出される工事

（２）確認結果票について

請負者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認結果票を作成すること。

また、確認結果票は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲示すること。

（３）運送事業者への土砂搬出の委託について

請負者は、建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を委託した事業者に対して、法令等に基づいて通知すること。

2 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）の作成について、（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)のコブリス・プラス又は国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式※を利用し調査表を作成しなければならない。

【国土交通省ホームページ掲載箇所】

ホーム＞政策・仕事＞総合政策＞リサイクル＞建設リサイクル推進施策 情報交換システム
建設リサイクル報告様式

3 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）について、完成後５年間保存すること。

4 産業廃棄物の運搬・処理を請負業者が自ら行わない場合は、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と委託契約を結び処理すること。また、処理の過程についてはマニフェスト制度を活用し、完成図書にマニフェストのコピーを添付すること。

第16条 （再生資材の利用等）

請負者は下記の資材の利用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	使用箇所
再生切込砕石	RC-40	Co路面工，排水施設工基礎

※使用に際し、プラント再生舗装技術指針等を遵守すること。

2 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用

盛土に使用する土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土（又は購入土，建設汚泥処理土）を利用するものとする。

3 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用

本工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。

4 上記再生資材の利用に際し、再生資源化施設の出荷能力の問題により再生資材の確保が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。また、協議の結果、変更を生じた場合は、設計変更の対象とする。

第17条 （建設発生土の処理：箇所指定）

1 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

（1）受け入れ場所の名称：横見谷線内林業作業用施設

（2）受け入れ場所の所在地：鹿児島市春山町地内

（3）受け入れ時間帯：－

（4）仮置き等：－

（5）搬出土の土質：レキ質土

（6）搬出土量：約2,300m³

（7）運搬距離，時間：約1.3km（片道），約10分

2 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、その内容を発注者に説明すること。

3 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。

4 建設発生土の搬出先に全ての土砂を搬出完了後、「建設発生土受領書」を完成書類に含めて提出し、監督職員の確認を受けること。

5 建設発生土受領書又はその写しを工事の完成後5年間保存すること。

6 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。

7 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。

8 工事発注後にやむを得ない事情により上記により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第18条 （建設副産物の搬出等）

1 指定副産物の搬出

（1）本工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。
なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地等

建設副産物名	搬出距離	受け入れ場所	受け入れ日時・時間等	仮置き場所等	その他
伐根	6.7km	（有）鹿児島培養土			

- (2) 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
- (3) 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

2 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。

①処理概要（現場内利用）

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現 場 内	脱水・乾燥	第○種処理土	路体盛土

②「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指 標 等	試験回数
品質基準	コーン指数	○回
生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）	○回
	特定有害物資の含有量基準（土壌汚染対策法）	○回

3 建設汚泥の搬出

- (1) 公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設（又は管理型最終処分場に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地等

建設副産物名	搬出距離	受入れ場所	受入れ日時・時間等	仮置き場所等	その他
	km				

- (2) 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
- (3) 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

第19条 （特定建設資材の分別解体等・再資源化等）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 受入時間

施設の名称	受入時間（何時何分～何時何分）

(4) その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

第20条 （建設業退職金共済制度）

- 1 契約書提出時に建退共の発注者用掛金収納書を提出すること。
- 2 当該建設工事に従事する建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じた共済証紙又は電子申請方式による退職金ポイントを購入すること。
- 3 退職金共済手帳の交付や共済証紙の貼付又は退職金ポイントの充当を拒むことのないようにすること。
- 4 下請業者が退職金制度に未加入の場合は、下請業者へ建退共制度の趣旨説明等を行うこと。
- 5 工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示すること。
- 6 「経営事項審査用加入・履行証明書」の発行を受ける際に「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払

簿」の添付が必要であるので、必ず受払簿を備え付けること。

- 7 ダンプトラック運転手等についても、建設業事業主との間に雇用関係がある者については、建退共制度適用の対象となるものであり、申請があった者については、共済手帳を交付すること。

第21条 （公共工事労務費調査に対する協力）

- 1 本工事が三省九州地方連絡協議会の実施する公共工事労務費調査の対象となった場合、請負者は調査票等必要事項を正確に記入し三省九州地方連絡協議会に提出するため、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- 2 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃から使用している現場労働者の賃金時間管理を行っておかなければならない。
- 3 請負者が本工事の一部について下請契約を締結しようとする場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前2項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第22条 （ダンプトラック等による過積載等の防止）

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は、物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 1から6のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

第23条 （測量標識等の保全）

- 1 請負者は、工事区域内にある測量法並びに国土調査法に基づき設置された測量標識等の効用を害してはならない。
- 2 請負者は、測量標識等の敷地またはその付近で、標識等の棄損その他その効用を害する恐れがある場合は、当該標識を設置した者に対し、移転を請求することが出来る。この場合において、その移転に要する費用は移転を請求した者が負担しなければならない。
- 3 請負者は、工事の施工に当たっては共通仕様書第1編第1章1-1-34に定める諸法規に加え、国土調査法（昭和26年法律第180号）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、法令の運営・適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。

第24条 （電子納品）

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和7年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒事業者の方々⇒社会基盤⇒公共事業⇒技術管理・検査⇒CALS/EC⇒鹿児島県の電子納品について

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で成果品を提出する場合、正本1部、副本1部の計2部提出する。

また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は正本1部とする。電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

- 3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 本工事の電子納品コード番号は0009250602103である。

第25条 （中間検査の実施）

中間検査を実施する場合、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施することとする。
なお、中間検査の時期については、監督職員と協議する。

第26条 （交通誘導警備員の資格要件）

本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1，2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。

また、受注者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第27条 （暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。

県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

第28条 （暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置）

県工事において、上記（第30条）以外の不当介入と考えられる行為を受けた場合は、その旨を遅延なく県（発注者）に報告及び協議を行うこと。

第29条 （施工条件の明示）

工事の実施にあたっては、土工着手前に仮設沈砂地等を設けるなど、積極的な土砂流出防止及びコンクリート灰汁対策に努めること。なお、湧水その他の理由により別途濁水対策が必要と認める場合は、直ちに工事を中止し、監督職員と協議すること。

- 2 工事着手にあたり〇〇漁協協同組合に、施工計画書に基づき施行時期及び汚濁防止対策に関する施工方法等について十分説明を行うこと。

第30条 （産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出）

紙マニフェストによる場合

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式））を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

2 電子マニフェストによる場合

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表及び照会結果（一覧表）を工事完成図書に添付すること。

第31条 （工期等の取扱いについて）

本工事は、繰越を予定しており、完了工期については、繰越承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。

2 繰越承認後の完了工期は、307日間を予定している。

3 契約変更により工期の変更が生じた場合、速やかに「工事標示板」等の工期を訂正すること。

第32条 —（余裕期間設定工事の取扱いについて）—

工事開始日の期限を指定する場合

1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。

2 受注者は、契約締結日から「令和7年6月26日」までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。

3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。

4 前払金については、工事開始日までは請求できない。

5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。

（1）主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

（2）現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。

（3）受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。

（4）期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

第33条 （「週休2日」試行工事の取扱いについて）

1 本工事は、「週休2日」試行工事の対象である。

2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事实施要領』に基づき行うものとする。

3 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。

第34条 （クレーン類の賃料について）

ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃借期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンで24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第35条 （工事の準備として行う伐木作業について）

受注者は、伐木作業を行う前に監督職員と協議し、対応を図るものとする。

第36条 （伐採経費について）

伐採については、使用機械や施工方法等を検討の上、施工計画書により発注者と十分に打合せを行うこと。

その上で、伐採経費について積算価格と実勢価格に乖離があると認められる場合は、伐採作業等に要した作業実績の内訳を、「伐採経費実績表」により明らかにし、協議を行うことができる。

ただし、協議は伐採終了後、速やかに行うこと。

県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒積算基準⇒伐採経費実績表様式

第37条 （熱中症対策について）

1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2 用語の定義について

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下「気象観測所」という。）の日最高気温が30度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）（以下「暑さ指数」という。）が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温または暑さ指数で判断する。

(2) 工期

工事の契約工期をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している 期間は除く。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

3 運用について

(1) 施工計画書への記載

① 受注者は、真夏日の確認を行う観測所について、「熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧」から選択し、施工計画書に記載して提出すること。

なお、採用する気象観測所は、原則、施工現場から最寄りの気象観測所とする。

ただし、気象観測所と施工現場の日最高気温が乖離する場合、又は気象観測所の暑さ指数が公表されていない場合は、近隣の気象観測所の採用を許容する。

② この通知以前に施工計画書を提出済みの工事で、気象観測所を変更する場合は工事打合簿により提出することとする。

③ 離島において、気象観測所が島内に1箇所である場合は気象観測所の記載を省略できるものとする。

(2) 真夏日の報告等

① 変更設計時点までの真夏日は、実施年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。

なお、気象観測所「溝辺（平野部）」又は「牧之原（平野部）」を選択した場合は、気象観測所「溝辺」又は「牧之原」の日最高気温の観測データと標高差による加算を整理・集計した上で、真夏日日数を報告すること。

② 設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、「最寄りの気象観測所における直近過去3ヵ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値（小数3位四捨五入）」を用いて加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。

ただし、対象期間が15日／月以上あれば、平均値の1／2（小数3位四捨五入）を計上し、15日／月未満は計上しないこととする。

なお、事務手続きを簡素化するため、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更に用いる真夏日（実測の真夏日＋変更日以降の真夏日として加算する日数の合計）を明記して返却すること。

- 4 詳細については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒森林土木工事における「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」について

第38条（CCUS活用工事）

- 1 受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 2 受注者（1の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 3 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。
 - ・技能者
元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
 - ・CCUS登録事業者
元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録技能者率
CCUS登録技能者の数/技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率
建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数÷工事現場へ入場した技能者の数
- 4 受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%（営繕：50%）以上及び就業履歴蓄積率30%以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「創意工夫」において評価する。
- 5 本条2項によりCCUS活用の意思表示をした受注者は、達成・未達成にかかわらず、実施状況を「森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書」により工事完成書類提出時に発注者に報告すること。
- 6 カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

第39条（「快適トイレ」設置の試行取扱い）

本工事は、森林土木工事現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。

快適トイレを設置する場合は、「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」に基づき行うものとする。

なお、「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」及びチェックシート等の様式は、鹿児島県ホームページから取得できる。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行について

第40条（遠隔臨場の試行）

本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。

遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。

遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与することから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。

なお、緊急連絡体制の確保のため衛星通信サービス等の確保が必要な場合は、通信手段としての経費を共通仮設費の対象とする。

第41条（ＩＣＴ活用工事について）

- 1 受注者は、本工事においてＩＣＴ施工技術を活用できる。ＩＣＴ活用工事を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者と協議を行い、協議が整った場合は、ＩＣＴ活用工事を行うことができる。
- 2 ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、「鹿児島県森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工等）試行要領」に基づき行う。
- 3 ＩＣＴ活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいてＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

なお、各施工プロセスの部分的なＩＣＴ活用は認める。ただし、②、④、⑤は必須とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 受注者は、ＩＣＴ活用工事の実施内容及び対象範囲について監督員と協議を行い、施工計画書に記載するものとする。
- 5 ＩＣＴ活用工事を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達するものとする。また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーションソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。
- 6 ＩＣＴ活用工事における各工種毎（付帯構造物設置工、法面工を除く）のＩＣＴ建設機械による費用は、当面の間、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。
受注者は、各工種毎のＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。
なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「各工種（ＩＣＴ）〔ＩＣＴ機械使用割合100%〕」の施工数量として変更するものとする。
- 7 ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、疑義が生じた場合は、受注者・発注者間で協議するものとする。

第42条（現場環境の改善について）

工事の実施にあたっては、「環境林務部環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査⇒環境林務部環境改善実施要

第2章 工事の施工

第1条 （準備工）

- 1 工事の着工に当たって施工地内の森林所有者及び隣接地主等と十分協議し、付近の住宅・道路・耕地・森林等に損害を及ぼさないようにすること。
- 2 作業の必要上生じる土地使用、伐採、測量標等の設置のための物件の補償は、特に指示しない限り請負者の責任において処理しなければならない。この場合、測量標等の設置等に係る伐採、物件の移転・除去等は必要最小限にとどめるとともに、必ず監督職員に協議するものとする。この規定を守らなかったために生じた補償等は全て請負者の責任とする。
- 3 請負者が作業の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- 4 工事着手前に全線を検測し、平面（トランシット測量）、縦断、横断の検測野帳及び図面を整備し、監督職員の指示を受けること。
- 5 工事の着工時には、先ず区域内の伐採を先行し、伐採の幅は、法肩・法尻ともに1.0m以上とすること。
なお、伐採木の処理については、森林所有者と十分協議すること。
- 6 工事着手前に丁張りを確実に言い、監督職員の指示を受けること。
- 7 基準点は平面図に図示してあるが、仮水準点を適宜設置すること。
- 8 測点の変更は、理由のない限り認められない。I P杭については、工事着手前に控杭を必ずI P線上の両側に打ち、工事完成まで保存すること。
- 9 工事着手前にガス管、電力管、NTT管（光ケーブル管を含む）、上下水道管等の埋設の有無を占有する各施設管理者に再確認し、各施設管理者と施工方法を打ち合わせること。
- 10 工事の安全性を確保するため、架空線管理者との協議により防護管の設置が必要となった場合は、その費用について監督職員と協議し、設計変更の対象とする。
- 11 受注者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降40日以内に工事に着手しなければならない。
- 12 上記1～11項を遵守せずに起こった損害及び変更、トラブル等については全て請負業者の負担、責任とする。

第2条 （土工）

- 1 土質の変更が生じ、転石等で法面の不陸を招く恐れがある場合は、切取勾配の変更が生じる場合があるため、監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。
- 2 切取土量及び土質は、起工測量結果並びに荒切後に甲、乙立会のうえ測量し、変更するものとする。
切取勾配は、土工標準図に基づき、土質に応じて施工するものとし、設計図面と現状が異なる場合は、土質変化点で、水平部分を設け（設計図面より岩が浅く出た場合）、あるいは切り直し（設計図面より岩が深く出た場合）を行うこと。
- 3 切取法面及び法肩部の浮石は完全に除去すること。
- 4 機械切取法面整形は、法面バケットに付け替えた後に施工すること。
- 5 岩石掘削（軟岩I B・II以上）で、火薬類を使用する場合は、火工所を設置し、火薬類の取扱は慎重に行うものとする。
なお、火工所は設計変更（積上営繕経費）の対象とする。
- 6 転石の破碎については、30cm以下に小割りして処理すること。
- 7 盛土工は、施工前に、雑物を除去し、段切（ベンチカット）を行い、湧水等がある場合には排水処理した後、施工幅員に応じた機械・機種により所定の品質が得られるよう施工すること。
- 8 切取土のうち、盛土に流用した以外の残土については、施工上やむを得ず落下する場合を除いて全量捨土するものとし、故意に落下させてはならない。また、逸散土についても可能な限り収去するものとする。

第3条 （残土）

- 1 残土位置は、第1章第17条のとおりとする。
- 2 捨土は良く整地し、未然に流出土砂等による災害防止対策を行うこと。

第4条 （構造物）

- 1 構造物の床掘の過掘については、構造物と同等の強度を有するもので同一施工し、構造物の機能を働かせるよう入念に埋め戻すこと。
- 2 積ブロックの規格は原則として標準ブロック（300*400*350）とし、積ブロックは、原則として谷積、練積とする。また、裏型枠を施工すること。
- 3 コンクリートよう壁、ブロック積（基礎コンクリートを含む）の伸縮目地は、設計図書に図示されていない場合、10mの間隔を標準として設けること。なお、ブロック積の伸縮目地は、基礎工も同じ位置に施工すること。
- 4 ブロック積工の水抜きパイプを施工する場合において水抜きパイプの背面に 15cm*15cmのサンドマット（t=10mm）を施工すること。
- 5 構造物の施工においては、直高2.0m以上（フーチングより上側）は、足場工を施工すること。
- 6 基礎栗石工について、割栗石（5～15cm）を規定の厚さに敷き並べ20%の目潰材（切込碎石）を施工し十分締め固めること。
- 7 裏込栗石工については、掻き込みとし、高さ30cmごとに背面土を締め固めながら施工するものとし、裏型枠を施工して所定の幅に施工する。
- 8 道路工の側溝布設については、土砂部をU型側溝（KD300B）、岩盤部（軟岩ⅠA以上）を現場打L型側溝とし、荒切後に土質の変更が生じた場合、同様に側溝の布設についても変更して施工するものとする。
- 9 土砂部のU型側溝の布設については以下のとおりとする。

材 料	施 工 箇 所
KD300B L=1.00m	R=50未満のカーブ部分
KD300B L=2.00m	直線部及びR=50以上
KW300 L=1.00m	路体外で輪荷重の影響を直接受けない部分
KW300 L=2.00m	（1m、2mの使い分けはKDに準ずる。）

- 10 横断排水施設から相当な区間（20m程度）は、側溝を設置しない。ただし、路体維持等のため特に必要な場合は側溝を設置できる。
- 11 管渠工において、据付に枕材を使用する場合は、基礎コンクリートと同等以上のものを使用すること。
- 12 コンクリート路面工において路盤紙を用いる場合、継ぎ目の重なり幅は、縦方向で30cm以上、横方向で10cm以上とする。
- 13 補強盛土工法において、床掘後、基礎地盤並びに背面埋戻土の土質が設計図書と異なる場合、再度安定計算が必要となり、設計変更の生じる場合があるので速やかに監督職員と協議すること。

第5条 （法面保護工）

- 1 法面保護工の工種については、別冊閲覧設計図書を参考にして配合設計を行うこと。
なお、設計変更時において、工種が変更になった場合も同様に別冊閲覧設計図書を参考に配合設計を行い、材料承認願により、監督員の承諾を受けること。
- 2 生育基盤材の材料の配合や計量方法は、事前に監督職員と協議するものとする。
- 3 生育基盤材は、有機物肥料や各種土壌改良資材を主体としたもので、品質管理の行き届いた工場で生産しパック化したものを使用すること。
- 4 用水は、油、酸、アルカリ、塩分など植物の生育に障害となる成分を有害量含まないものを使用すること。
- 5 施工面積の出来高管理については、別記1材料使用数量対比表を作成し、100㎡当たり設計数量、設計数量、出来高数量、現場搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量（持ち帰り数量）を把握すること。また、検収写真については、すべて数量が確認できるように写真管理することとし、残数量（持ち帰り数量）についても、写真管理すること。

- 6 種子等について使用数量が少量で1袋に満たない場合は、必ず計量した状態で写真管理すること。
- 7 基盤材等使用量が多量で、搬入日が異なるものについては、搬入の都度、写真管理することとし、必ず現場に荷下ろしした状態で管理すること。ダンプトラックに積載したままの状態、ミルシートでは搬入したものと認めない。

ただし、例外としてモルタル吹付工等の砂の搬入については、ダンプトラックの荷下ろしごとに現場で検収することとするが、荷下ろしスペース等の関係で、搬入数量の写真管理が困難な状況にある場合には、監督職員と協議すること。

- 8 同一工種で施工を2回以上に分けて行った場合は、数量の管理（写真管理を含む）はその都度行うこととし、それぞれ毎の出来高面積に対する数量、搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量を整理して、最後に集計して整理すること。この場合、最後の集計数量とともに、それぞれの施工回数毎の数量も設計数量を満たしていなければならない。
- 9 種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、植生基材及び種子吹付の主な種子の種類は、下記のとおりとする。

草本類	外来種	クリーピングレッドフェスク，ケンタッキーブルーグラス，バミューダグラス，，ホワイトクローバー，ベントグラス
	在来種(郷土種)	ヨモギ，ススキ，イタドリ，メドハギ
木本類	在来種(郷土種)	ヤマハギ（皮取り），ヤマハギ（皮付き），コマツナギ

- 10 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に該当する植物は使用しないこととする。
- 11 生育判定は、森林土木工事共通仕様書第3編第2章2-14-7により行うこと。

第6条（舗装工）

- 1 盛土部分（同時舗装による工事を含む）の路床は、締固め作業（ブルドーザ15t、厚み20cm、輪荷重7回以上通過）を標準として積算しているので、所定の品質が得られるよう施工すること。
- 2 路床・上層等のプルフローリング測定については、監督職員の立会を原則とする。また、測定の結果、監督職員の指示により、ベンゲルマン試験、平板載荷試験を実施する場合がある。なお、この試験に要した経費は全額請負者の負担とする。
- 3 下層路盤工のシラスについては、運搬距離を別紙使用材料表のとおり計画しているが、運搬距離が変更になる場合、切込砕石との経済比較により、全量切込砕石施工に変更する場合があるので、施工前にシラスの運搬距離を監督職員に報告するものとし、その指示を受けること。
- 4 同時舗装工事にあっては、当初想定C B Rで積算しており、現地路床掘削後に現場採取土によるC B R試験を行い設計C B Rを決定するため、舗装構造を変更する場合がある。
また、設計C B R決定後において、施工途中に部分的に路床が不良であり、置換工等が必要と思われる箇所がある場合は、自主管理により、ベンゲルマン試験、平板載荷試験、C B R試験のいずれかの方法により試験を行い、そのデータを添えて監督職員に報告し、その指示を受けること。
なお、工事内容が変更となった場合は、設計変更の対象とする。また、上記試験に要した経費は全額乙の負担とする。
- 5 路盤工における散水作業について、散水車による散水が必要と判断される場合（最適含水比が得られない場合）は、そのデータを添えて監督職員に協議するものとする。
- 6 上層路盤工の仕上げ厚7cmまでは、粒調砕石30mm以下とし、それ以上の仕上げ厚については、40mm以下を使用すること。
- 7 測点杭の復元については、舗装面に直接マーキングによる復元では経年変化により、測点位置が不明となる場合があるので、必ず以下のとおりポイントベースにより杭復元を行うものとする。
また、机上I P設定杭（IP〇〇-1、IP〇〇-2）杭は、当初測量段階において、IP間の見通しが出来ないなどの理由でIP杭の設置が地形上困難であったため、便宜上設けた杭であるので、復元に際しては、当初設計位置にとらわれることなく、B C、E C間が見通せる場合には復元は不要である。
B C、E C間を見通すことが困難な場合も、当初設計位置にとらわれることなく、なるべくI P測角を基準として二等辺三角形となる位置（左右対称）にそれぞれ復元してさし支えない。

杭 名	復 元 方 法
測点杭（NO.）及び間点杭（+）	ポイントベースφ26 赤
役杭（BC，MC，EC）	ポイントベースφ26 青
IP杭（IP）	ポイントベースφ26 黄
机上IP設定杭（IP-1，IP-2）	ポイントベースφ26 白

- 8 加熱アスファルト混合物の設計密度（仕上密度）は、以下を標準とする。

単位：kg/m³

種 別	車 道	歩 道 路 肩
粗粒度及び密粒度アスコン	2，350	2，200

- 9 舗装工事は、建設工事入札参加資格者施工能力各付表の各付別の有資格者が施工すること。

第7条（舗装切断作業時に発生する排水の処理）

- 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。
産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。
- 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第3章 材料

第1条 (県産資材等の優先使用)

- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクスコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
-----------------	--

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。
- 5 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査⇒森林土木工事関係書類一覧表

なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子(エクセル)データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」，「県産資材等不活用状況」，「使用材料承認願」，「下請業者使用実績報告書」，「【発注者使用】様式-1」，「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第2条 (コンクリート等)

- 1 コンクリート
- (1) 生コンクリートの使用については、コンクリート配合設計書により監督職員の承諾を受けなければならない。

コンクリート配合の諸元は次のとおり

セメント	呼 び 強 度 N/mm ²	粗骨材の 最大寸法 mm	スランプ cm	空気量の 範囲 %	使 用 工 種
高炉セメントB	18	40	8	4.5±1.5	擁壁工，標識工基礎など
高炉セメントB	18	40	5	4.5±1.5	コンクリート路面工

- (2) 使用するレディミクスコンクリートは原則としてJIS工場製品を使用すること。
- (3) コンクリート構造物については、打設計画図を作成し、監督職員に提出するとともに、1回毎の打設計画管理を行うこと。
- (4) コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応暫定対策については、森林土木工事施工管理基準の別記「コンクリート耐久性向上対策」（土木部長通知 平成14年8月13日）に基づくものとする。

(5) コンクリートの強度試験用供試体の養生は、標準養生とする。

また、強度試験は、監督職員等の立ち会いにより行うものとするが、これにより難しい場合は、公的機関で行うものとする。

2 モルタル

モルタル吹付に係る吹付材料配合比は、次表を標準とする。

(1m³当たり)

セメント	砂	水セメント比	摘 要	使用工種
420kg	(1,680kg) 1.24m ³	45～55%	C:S=1:4	モルタル吹付工

なお、現場条件がこれにより難しい場合は、別途協議すること。

第3条 (鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値)

場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。

【参考図書】流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン「（平成29年3月）流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用検討委員会」

第4条 (複合合板型枠の使用)

本工事において、一般型枠（型枠用合板）を使用する場合には、原則としてスギ又はヒノキ複合合板型枠を使用すること。

第5条 (県産材の使用証明)

請負者は、県産材の使用に当たっては、丸棒については、完成図書に各認定工場の発行する県産材証明書を添付するとともに、材料検収時に、下記に示す「かごしま材マーク（丸棒）」を確認のうえ、検収し、検収写真もマークがわかるように撮影すること。製材品については、完成図書に産地証明書を添付すること。

かごしま材マーク
(丸棒)



第6条 (林業機械用チェーンオイルの使用)

本工事において、林業機械用チェーンオイルを使用する場合は、エコマーク認定商品かつ植物油生分解性オイルを使用すること。

第7条 (諸資材)

- 1 材料の規格、形状は別冊閲覧設計図書「諸工種の材料・形状・寸法」のとおりとする。
- 2 ブロック、U字溝管等二次製品については、試験成績表により監督職員の承認を受けること。

第4章 安全管理

第1条 (安全管理)

- 1 森林土木共通仕様書第1編第1章1-1-26及び27のほか,下記によることとする。
- 2 工事現場には,現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し,安全管理を行うこと。
- 3 切取・床掘等で湧水・砂層等がある場合は,監視人の配置を行うこと。
- 4 工事現場内から,道路の出入口等における交通に与える影響を最小限にとどめ,交通事故の防止に努めること。
- 5 現場作業員等への安全意識の向上を図るよう始業前に危険予知活動,ラジオ体操等を実施するとともに,危険予知看板等を設置して,安全教育に努めること。
- 6 盆,正月休暇等の休業期間中については,現場入口には保安柵等を設置し,一般者の進入を防止し現場内で事故のないように措置を講ずること。
- 7 現場の安全日誌等の安全管理に関する書類について,監督職員より提示を求められた場合には,速やかにその指示に従わなければならない。

(参考) 現場標識等

工 事 名	〇〇〇〇〇〇事業	主任技術者	〇〇〇〇
工事場所	〇〇市〇〇町〇〇地内		
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇日間	現場代理人	〇〇〇〇
請 負 者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	労働安全衛	
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	生上の資格	〇〇〇〇
Tel	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	選任者	
発 注 者	鹿児島県〇〇〇地域振興局(支庁)林務水産課		

第2条 (法定外の労災保険の付保)

受注者は,本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)に付さなければならない。なお,法定外の労災保険に係る保険料等の費用は,現場管理費率の中に計上されている。

第5章 現場環境改善費

第1条 （現場環境改善費）

- 1 工事現場周辺の環境整備や就労者の作業環境を改善するため、木材を利用した諸施設を実施することによって、森林土木工事の現場環境改善と併せて木材の利用促進を図り、もって公共工事の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、請負者は施工に際し、この主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連帯を図り、適正に工事を実施するものとする。

- 2 現場環境改善費の内容については、〔別表－1〕の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施することを基本とする。

なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することができる。

- 3 この工事に伴い、設置する看板・標識類は木製を原則とし、その他の仮設等についても木材の利用に努め、工事現場の現場環境の改善を図るものとする。
- 4 現場環境改善の具体的な内容及び実施時期については、別表3の「現場環境改善計画書」により積算し、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 5 工事完了時には、現場環境改善の実施状況写真及び別表3の「現場環境改善実績書」を完成書類に添付するものとする。

別表 1

計上費目	実 施 す る 内 容 (率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減 7. 木製仮囲い等の木製化に要する差額費用
安全関係	1. 木製工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等) 3. 避暑 (熱中症予防) ・防寒対策 4. 工事標識・木製バリケード・木製転落防止柵等の木製化に要する差額費用
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導員待機室), 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 6. 木製現場事務所・木製現場休憩所等の木製化に要する差額費用
地域連携	1. 木製完成予想図, 2. 木製工法説明図, 3. 木製工事行程表 4. デザイン工事看板 (各工事木製 P R 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献

(注) 現場休憩所についても、可能なかぎり木製とする。

別表 2

現 場 環 境 改 善 施 設 に 関 す る 名 称	損 耗 率
緑化・花壇 (木製フラワーポット, 観葉植物等), 木製完成予想図, 木製工法説明図, 木製工事工程表, パンフレット, 工法説明ビデオ	1 0 0 % (箇所)
デザイン工事看板 (木製掲示板, 木製標識類, 木製バリケード, 木製仮囲いを含む)	1 0 (%/月)
ライトアップ施設	8 (%/月)
電光式標識	4 (%/月)
備品類 (木製現場事務所等を含む)	2 (%/月)

- (注) 1 上表は工事場所, 工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
2 類似品は, 上表損耗率を準用できる。
3 一工事において, 損耗率が 1 0 0 % を超える場合は, 上限値は 1 0 0 % とする。
4 設置月数は, 工程から求めるものとし, 0. 5 ケ月単位 (2 捨 3 入) とする。ただし, 1 5 日未満は 0. 5 ケ月とする。

別表 3

〇〇〇事業 〇〇線 〇〇工区 現場環境改善計画書(実績書)

項 目		現 場 環 境 改 善 費 を 含 ん だ 額 A	共 通 仮 設 費 計 上 分 B	差 額 C	損 耗 率 D	数 量	月 数	金 額
仮 設 備 関 係	用水電力供給設備 木製ワーカーポット 木製仮囲い							
営 繕 関 係	木製現場事務所 木製現場休憩所 ウォータークーラー エアコン 観葉植物							
安 全 関 係	木製工事標識 木製安全掲示板 簡易信号機 木製バリケード							
地 域 連 携	木製完成予想図 木製工法説明図 木製工事工程表 デザイン工事看板							
合 計								

(注) 上記の計算例は、損耗率による場合であり、適宜リース金額で計算してよい。
リース金額あるいは損耗費により積算した金額が、購入金額を上回る場合は、購入金額で積算すること。

法面保護工材料使用数量対比表

(工種名)

材 料	単 位 数 量 ①	単 位 面 積 ②	設 計 数 量 ③	設 計 面 積 ④	出来高 数 量 ⑤	出来高 面 積 ⑥	材 料 搬 入 数 量 ⑦	材 料 使 用 数 量 ⑧	材料残 数 量 ⑨	材料使 用数量 との差 ⑩	摘要

- ① 単位面積あたりの設計数量
 ② 設計面積
 ③ 設計面積に対する必要数量 (①×②)
 ④ 出来高面積
 ⑤ 出来高面積に対する必要数量 (①×④)
 ⑥ 現場への材料搬入数量
 ⑦ 現場での材料使用数量
 ⑧ 現場での材料残数量 (⑦－⑥)
 ⑨ 材料使用数量と出来高必要数量との差 (⑦－⑤)

- ※ 1 搬入材料は、運搬車両から荷下しした状態で検収写真と一致すること。
 2 使用数量及び残数量は、空袋等検収写真と一致すること。
 3 同一工種で施工を2回以上に分けて行った場合は、数量の管理(写真管理を含む)はその都度行い、最後に集計して整理すること。

森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工 事 名	令和 年度完成	
達 成 状 況	達成（以下省略） ・ 未 達 成	
項 目 名	未 達 成 の 要 因	改 善 策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※ 目標基準達成・未達成を問わず記載し、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。

建設リサイクル報告様式 記入時の注意事項と機能について

令和元年度
国土交通省

建設リサイクル報告様式記入時の注意事項と付与している機能について説明します。

1 工事1 ファイルの作成が必要です。複数工事を記入することはできません。

【注意事項】

1. 背景の色について

- 黄緑色・・・プルダウンによる選択項目
 - 薄黄色・・・記入項目
 - 赤色・・・記入または選択が必須の項目
- 赤色が残らないよう作成してください。**

2. 建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				
分類	小分類 コード等	規格	主な利用用途 コード等	利用量(A) 小数点第三位まで
コンクリート	3.再コ(M)	JIS A 5022		トン
				トン
合 計				0.000 トン

2. シートについて

シート「1枚目」からご記入ください。

資材の供給元や建設副産物の搬出先が複数あり、シート「1枚目」で足りない場合は、シート「2枚目」以降をご利用ください。

※シート「2枚目」以降は必要に応じて記載するもので、必ず記載しなければならないものではありません。

※各品目の利用量・搬出量等の合計はシート「2枚目」以降の分もシート「1枚目」で合算表示されます。

3. エクセル機能の制限

建設リサイクル報告様式は、行の追加等の機能を制限しています。

※ロック解除等はできません。

【機能】

4. 住所コード確認機能 (画面上部の印刷範囲外)

資材供給元住所、副産物搬出先住所のコードを確認するためのプルダウンメニューです。

都道府県の▼をクリックして該当の都道府県を選択してから、市区町村の▼をクリックして該当の市区町村を選択すると、「住所コード」欄に対応する5桁のコードが表示されます。

資材供給元住所、副産物搬出先住所の住所コード*4は以下のプルダウンリストで都道府県、市区町村を選択し、表示された住所コード(5桁)を入力してください。

都道府県:			住所コード
市区町村:			

表示されたコードを確認し、所定の住所コード入力欄に入力してください。

※ 各欄の「住所コード」は必ず入力してください。

5. 発注機関選択機能

1. 工事概要の「発注機関」は、3段階の絞り込みによる対象機関の選択を行うようになっています。

まず、大分類の▼をクリックして選択し、「発注機関コード」に対象のコードが表示されるまで、中分類、小分類の順に選択してください。

1 工事概要 (※黄色セルは必須入力箇所です。)		発注機関コード欄
大分類		発注機関コード
発注機関を基 中分類		
小分類		

6. 法人番号照会機能

法人番号		http://www.houjin-bangounta.go.jp/
------	----------------------	---

請負会社の法人番号を入力する欄の右側に国税庁のホームページを開くためのリンクを付与してあります。

インターネットに接続しているパソコンの場合、国税庁のURLをクリックすると、法人番号が検索できる国税庁のサイトを開きますので、自社の番号が不明の場合は、ご利用ください。

※法人番号を取得していない個人事業者等は記入不要です。赤色のまま提出してください。

国税庁HP = <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

7. 工事施工場所選択機能

工事施工場所			住所コード
--------	----------------------	----------------------	-------

左の▼をクリックして該当の都道府県を選択してから、右の▼をクリックして該当の市区町村を選択すると、「住所コード」欄に5桁のコードが入力されます。

薄黄色の箇所には地名地番を記入してください。

1. 工事概要

[illegible]

工事名	0		工事費選択		千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 円 千 百 十 円 千 百 十		千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 円 千 百 十 円 千 百 十		工事請別コード43		千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 円 千 百 十 円 千 百 十		5万円未満四捨五入		千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 円 千 百 十 円 千 百 十		千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 円 千 百 十 円 千 百 十		建築面積		延床面積		階数		地上 0階 地下 0階	
	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
工事施工場所	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
工事概要等	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	

建設・解体工事のみ
右欄に記入して下さい

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

建設資材（新材を含む全体の利用状況）				左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）				再生資源	
分類	小分類 コード5	規格	主な利用用途 コード6	利 用 量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 施設 コード8	施工条件 内容 コード9	再生資源 利用率 B/A×100、 %
特定建設資材	コンクリート			トン	トン				0 %
		合 計		0.000 トン	0.000				0 %
	コンクリート 成分改良剤 材			トン	トン				0 %
		合 計		0.000 トン	0.000				0 %
	不 材			トン	トン				0 %
特定建設資材	アスファルト ・コンクリート			トン	トン				0 %
		合 計		0.000 トン	0.000				0 %
		合 計		0.000 トン	0.000				0 %
	土 砂			トン	トン				0 %
		合 計		0.000 トン	0.000				0 %
その他の建設資材	砕 石			トン	トン				0 %
		合 計		0.000 締めm ³ 締めm ³	0.000 締めm ³ 締めm ³				0 %
				m ³	m ³				0 %
				m ³	m ³				0 %
	合 計		0.000 m ³ m ³	0.000 m ³ m ³				0 %	
	道床下材 ・機手			トン	トン				0 %
		合 計		0.000 トン	0.000				0 %
	石屑・不純物			トン	トン				0 %
		合 計		0.000 トン	0.000				0 %
	その他の 建設資材			トン	トン				0 %
	合 計		0.000 トン	0.000				0 %	

[illegible]

アスファルト・コンクリートについて
 1.表層 2.基層
 3.上層その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
 5.その他(歩道
 土砂について
 1.道路路体
 4.構造用等々の要込材、運搬し立用
 5.埋立用等々の要込材、埋立(地盤増)用
 8.その他
 砕石について
 1.舗装の上層路床材
 2.舗装の上層路床材
 3.構造用等の要込材、基礎材
 4.その他
 塩化ビニル(配水・継手)について
 1.水工用 2.下水用 3.ケーブル用
 5.設備用 6.その他
 石膏について
 1.壁 2.天井
 3.その他
 (その用途を具体的に記入して下さい)

コンクリートについて

1. 再生生コン(Co再生骨材H)
2. 再生生コン(Co再生骨材M)
3. 再生生コン(Co再生骨材L)
4. 再生生コン(Co再生骨材G)
5. 無筋生コン(二次製品、(V)・A品)
6. 再生無筋生コン(二次製品、(V)・A品)
7. 再生無筋生コン(二次製品、その他)
8. その他

コンクリート及び鉄骨からなる建設資材について

1. 有筋生コン(二次製品、(V)・A品)
2. 再生有筋生コン(二次製品、(V)・A品)
3. 再生有筋生コン(二次製品、その他生材) 4. その他

木材・木質建材について

1. 再生木質建材(ボード類を除く) 2. 再生木質ボード

アスファルト・コンクリートについて

1. 再生密結強度アスコン
2. 再生密結強度アスコン
3. 再生改質アスコン
4. 再生改質アスコン
5. 再生改質アスファルト安定処理路盤材
6. 再生改質アスファルト安定処理路盤材
7. 再生改質アスファルト安定処理路盤材
8. その他

土砂について

1. 第一種建設発生土
2. 第二種建設発生土
3. 第三種建設発生土
4. 第一種建設発生土以外の泥土
5. 浚渫土
6. 建設汚泥処理土
7. 工上土
8. 改質改良土
9. 再生生コンクリート砂
10. その他

砕石について

1. 第一種建設発生土
2. 第二種建設発生土
3. 第三種建設発生土
4. 第一種建設発生土以外の泥土
5. 浚渫土
6. 建設汚泥処理土
7. 工上土
8. 改質改良土
9. 再生生コンクリート砂
10. その他

砕石に「再生砕石」「リサイクル」「再生砕石」を付し、
強化したものを「強化再生砕石」といふ

1. 再生生コン(二次製品、(V)・A品)
2. 再生生コン(二次製品、その他)
3. 再生生コン(二次製品、その他)
4. その他

その他の建設資材について

(利用量の多い上段2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

再生資材の供給元について

- 1.現場内利用
- 2.他の工事現場(内陸)
- 3.他の工事現場(海面)
- 4.再資源化施設
- 5.土砂ストックヤード
- 6.その他

施工条件について

- 1.再生材の利用の指示あり
- 2.再生材の利用の指示なし

建設リサイクル法について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年５月３１日法律第１０４号）」に規定する分別解体等実施義務のある対象建設工事に該当する場合には、受注者は、以下の事務手続きを実施すること。

- 1．受注者は落札決定後、速やかに同法に基づく説明並びに分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用の契約書への記載に係る協議を発注者に対し説明書（別紙１，２）により実施すること。
- 2．説明書による協議が完了した後、分別解体等の計画等（別紙３）を契約書とともに発注者へ提出すること。
- 3．受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等が完了した場合には、再資源化等報告書（別紙４）により報告すること。

説 明 書

令和 年 月 日

様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 — ）電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

☐別表1（建築物に係る解体工事）

☐別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工事の概要を示す資料（できるだけ図面、表等を利用する。）

☐欄には、該当個所に「レ」を付すること。

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()			
工事の種類	☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事			
	☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 m その他 ()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無		
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) ☐ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☐ 無) ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ) ※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すること。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 ()	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

□欄には該当箇所にレを付すこと。

2. 解体工事に要する費用

円

(受注者の見積金額)

(消費税及び地方消費税を含む)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円(税込)

(受注者の見積金額)

(消費税及び地方消費税を含む)

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 (直接工事費) 万円 (税抜き)
(注) 運搬費含む

(参考資料を添付する場合の添付資料)

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

☐ 再生資源利用促進実績書 (必要事項を記載したもの)

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名 印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県環境林務部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
工事現場の相互の距離	①－②	k m	
	①－③	k m	
	②－③	k m	

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）
※兼任する工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること
※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号
令和 年 月 日

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

契約担当者

現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった下記工事の現場代理人を兼任について、「工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がない」ものと認めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 その他
他の兼任する工事において発注者の承認を得た場合，兼任の承認について有効とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号
令和 年 月 日

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

契約担当者

現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった現場代理人を兼任については、下記理由により「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」と認められません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 不承認の理由

下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書

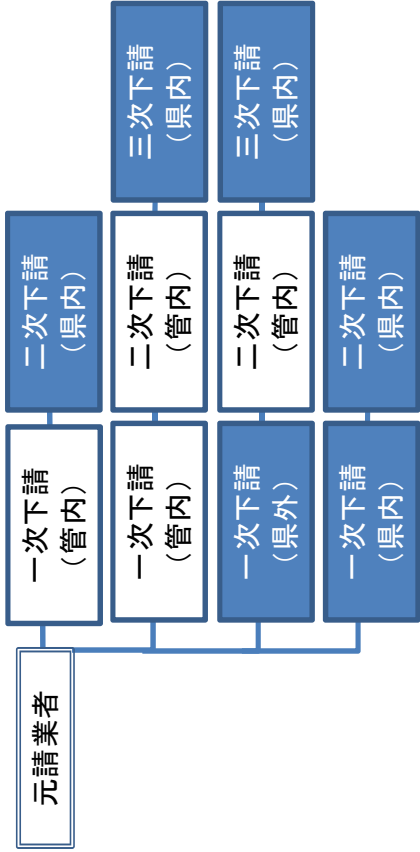
工 事 名：

請負業者名：

下請工事における管内建設業者等の不活用理由

下請階層	建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概要	不活用理由	
					番号	具体的理由
一次	(株) ○○建設	○○○市○○町	県内	コンクリート工 型枠工 鉄筋工	②	
二次	△△建設 (株)	△△△県△△市	県外	照明設備	①	
三次	(有) □□建設	□□□市□□町	県内	鉄筋工	③	

※施工体系例(着色業者が記載該当業者)



(記載要領)

- 1) 管外及び県外は、当該業者の主たる営業所の所在地で判断し、住所・区分を記載する。
- 2) 記載する建設業者は、H27. 4. 1施行の施工体制台帳作成範囲に該当する全ての管外業者とする。
- 3) 工事概要は、施工体系図中の「工事の具体的内容」を記載する。
- 4) 理由欄は、管内業者を活用できない理由を明確に記載する。

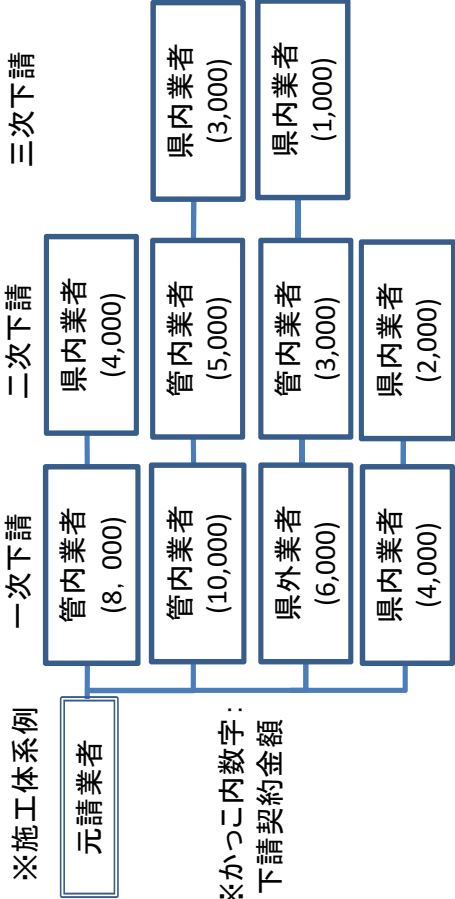
※理由番号：① 施工能力又は実績を有する業者が存在しない。
② 施工時期が合致する業者が存在しない。
③ 契約金額で合意できる業者が存在しない。
④ その他

下請業者使用実績報告書

工 事 名：

請負業者名：

元請業者区分	最終請負金額 (千円)	全下請業者使用状況				階層別下請使用状況											
		総数	下請業者内訳				下請階層			管内		管外（県内）		不活用理由			
			管内	管外（県内）		県外	一次	二次	三次	業者数	契約金額	業者数	契約金額	①	②	③	④
1	100,000	10	4	5	1		一次			2	9,000	1	2,000		1		1
							二次			2	4,000	2	6,000			1	
							三次			0	0	2	4,000				
							小計			4	13,000	5	12,000	0	1	1	1



(記載要領)

1) 元請業者の区分は、次のとおりとする。
管内：1 管外（県内）：2 県外：3

2) 契約金額の集計は次のとおりとする。
・一次下請業者の金額は、各下請系列において二次下請との契約金額を引いた額とする。
・二次下請業者の金額は、各下請系列において三次下請との契約金額を引いた額とする。
・以下同様とする。
・上記により算出された金額を階層毎に集計する。
3) 不活用理由欄は、状況報告書で選択した番号に、該当する業者数を記載する。

(計算例) 管内一次：9,000＝(8,000-4,000)＋(10,000-5,000)

材料使用承認願	
工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人
路 線 (河 川	総 括 監 督 員
工 事 箇 所 名	監 督 員

[illegible]

記入例

工 事 名

請 負 業 者 名

工 期

現 場 代 理 人

路 線（河川）

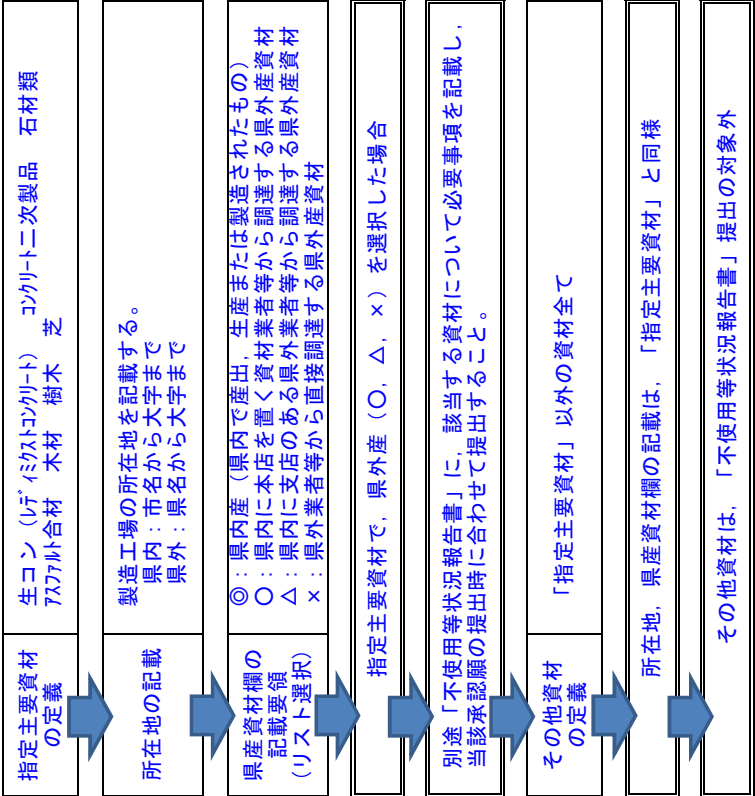
総 括 監 督 員

工事箇所名

監 督 員

No.	材料名	規格	製造工場名 所在地	県産 資材	備考
指定主要資材					
1	U形側溝	300x300x200	(株)○○○ ○○工場 ○○市○○町○○	◎	JIS A5371
2	L形側溝	250A	△△△(株) △△△工場 △△△県△△△市△△△町△△	○	・JIS A5323 ・GB5555555 ・L形側溝（1種）
3	コンクリート積ブロック	300x400x350	◎◎◎(株) ◎◎◎工場 ◎◎◎市◎◎◎町◎◎◎	◎	県ブロック工業組合
4	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	□□□(株) □□□工場 □□□市□□□町□□□	◎	県コンクリート製品協会
5	蓋版	300用	(株)◇◇◇ ◇◇◇工場 ◇◇◇県◇◇◇市◇◇◇町◇◇◇	△	
6	レディミクストコンクリート	18-8-20	○○○(株) ○○○工場 ○○○市○○町○○	◎	JIS A5308
7	碎石	40mm	(株)○○○ 碎石 ○○県○○○市○○町○○	×	
その他資材					
1	鋼管杭	SKK400	(株)△△△ △△△工場 △△△県△△△市△△△町△△	×	・JIS A5525 ・J03333333

県のホームページ様式は、押印廃止としている。現場代理人、総括監督員、監督員の押印欄は消去



具產資材等不使用狀況報告書

• •




請負業者名

指定主要資材における県産資材等不使用理由

[illegible]

県産資材等不使用状況報告書

記入例

工 事 名 : _____
請負業者名 : _____

指定主要資材における県産資材等不使用理由

材料名	規格	予定 数量	単位	製造工場名 所 在 地	理由番号	調達業者名（本店名）		不使用理由
						支店名	県内 本支店	
L形側溝	250A	100	m	〇〇〇（株） 〇〇工場	①	（株） 〇〇	〇	—
				〇〇〇県 〇〇〇市 〇〇町 〇〇	証明書			
蓋版	300用	200	枚	△△△（株） △△工場	④	△△△（株）	×	(理由を記載)
				△△△県 △△△市 △△町 △△	見積書	鹿児島支店	〇	
碎石	40mm	1,000	m3	◎◎◎（株） ◎◎◎工場	⑤	◎◎◎（株）	×	(理由を記載)
				◎◎◎県 ◎◎◎市 ◎◎◎町 ◎◎	理由書	◎◎◎営業所	×	

(記載要領)

- 1； 県産資材を使用できない理由は、次の①～⑤のいずれかの区分とし、根拠資料を添付する。
- ① 県産資材として製造・流通していない。（証明書）
 - ② 県産資材では品質が確保できない。（証明書）
 - ③ 県産資材では必要数量を確保できず、工期・納期に支障がある。（証明書）
 - ④ 県産資材の価格が高い。（見積書）
 - ⑤ その他（使用できない具体的な理由を記載した理由書）
- 2； 根拠資料は、県内の製造又は資材業者 2 社以上、あるいは県内の組合(協会)からの証明書又は見積書を添付する。
- 3； 資材業者は、調達(契約)の相手方の本店を記載し、県外の場合は支店(営業所)まで記載する。
調達先が、県内本店以外の場合は不使用理由まで記載する。

建設資材使用実績報告書

工事名

請負業者名

工期

現場代理人

路線(河川名)

総括監督員

工事箇所名

監督員

最終請負金額

千円也

No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者				
指定資材											
		県のホームページ様式は、押印廃止としている。現場代理人，総括監督員，監督員の押印欄は消去									
県産（県内）使用率		品目	◎	0	金額		◎	0	○	△	×
			全	0			全	0	0	0	0
その他資材											
8											
8											
8											
8											
8											
8											
8											
8											
県産（県内）使用率		品目	◎	0							
			○	0							
			全	0							

記入例

建設資材使用実績報告書

工 事 名

請 負 業 者 名

工 期

現 場 代 理 人

路線(河川名)

総 括 監 督 員

工 事 箇 所 名

監 督 員

最終請負金額

千円也

No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者
指定資材							
2	U形側溝	300x300x200	◎	200	m	2,000	—
2	L形側溝	250A	○	100	m	1,000	○
2	コンクリート積ブロック	300x400x350	◎	200	m ²	4,000	—
2	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	◎	20	m	1,000	—
2	蓋版	300用	△	200	枚	1,000	△
1	レディミクストコンクリート	18-8-20	◎	2	t	2,000	—
3	砕石	40mm	×	1,000	m ³	5,000	×
県産（県内）使用率		品目	◎ 4 全 7	金額		◎ 9,000 全 16,000	○ 1 △ 1 × 1
その他資材							
8	鋼管杭	SKK400	×				
8	目地材		○				
8	購入土（シラス）		◎				
8							
8							
8							
8							
8							
県産（県内）使用率		品目	◎ 1 ○ 1 全 3				

県のホームページ様式は、押印廃止としている。現場代理人、総括監督員、監督員の押印欄は消去

※黄色着色部分は編集不可。

No.	生コン「1」、コンクリート二次製品「2」、石材類「3」、アスファルト合材「4」、木材「5」、樹木「6」、野芝「7」、その他「8」を選択
-----	---

材料名・規格欄	材料使用承認願の記載と同様
---------	---------------

県産資材欄	材料使用承認願の記載と同様の記号をリストから選択
-------	--------------------------

数量・金額欄	設計数量（金額）を原則とするが、使用数量（支払金額）でも可
--------	-------------------------------

調達業者欄	・県産資材欄が「◎」の場合 ➡「—」を選択	・県産資材欄が「◎」以外の場合 ↓ 県産資材欄と同じ記号をリストから選択
-------	--------------------------	--

※数量・金額・業者欄は「その他資材」は対象外

県産資材欄の
記載要領
(リスト選択)

- ◎：県内産（県内で産出、生産または製造されたもの）
- ：県内に本店を置く資材業者等から調達する県外産資材
- △：県内に支店のある県外業者等から調達する県外産資材
- ×：県外業者等から直接調達する県外産資材

現場代理人氏名:

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表

令和2年3月18日

工 事 名 : 道路改築工事(〇〇道路00-00工区)

工 事 場 所 : 国道000号 ○○郡○○町○○地内

請負者名：(株)鹿児島組

現場代理人氏名：土木 一郎 (印)

コンクリート									
番号	交付年月日	交付番号	数量	単位	収集・運搬業者の名称	処分業者の名称	最終処分終了日	E票確認日	備考
1	R1.8.1	12345678910	3.0	m3	(有)河川運送	(株)砂防産業	R1.9.15	R1.9.20	
2	R1.8.1	12345678911	3.0	m3	(有)河川運送	(株)砂防産業	R1.9.15	R1.9.20	
3	R1.8.1	12345678912	3.0	m3	(有)河川運送	(株)砂防産業	R1.9.15	R1.9.20	
4	R1.8.1	12345678913	1.5	m3	(有)河川運送	(株)砂防産業	R1.9.15	R1.9.20	
5	R2.3.1	23456789010	3.0	m3	(有)河川運送	(株)砂防産業			B2票R2.3.15
6	R2.3.1	23456789011	2.0	m3	(有)河川運送	(株)砂防産業			B2票R2.3.15
合計			15.5	m3					

※1 廃棄物の品目毎に作成すること。

2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

【閲覧設計書添付用】

入札参加者の皆様へ

森林土木工事における週休2日の取得に要する費用の補正計上に係る
端数処理の留意事項

森林土木工事においては、週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）の端数処理は以下の通りです。

記

1 単価

- (1) 労 務 費：小数点以下切り捨て
- (2) 機 械 賃 料：有効3桁止め（4桁目四捨五入）
- (3) 市 場 単 価：小数点以下切り捨て
- (4) 施工パッケージ：有効数字4桁，5桁目以降切り上げ

2 間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）

- (1) 共通仮設費率：小数点第3位四捨五入2位止め
- (2) 現場管理費率：小数点第3位四捨五入2位止め

森林土木工事における現場閉所の状況に応じた補正係数の取扱い

(適用時期：令和6年8月1日以降)

<労務単価，機械経費（賃料），共通仮設費率，現場管理費率>

現場閉所の状況 （現場閉所率）	4週8休以上
現場閉所率	28.5%以上 (8日/28日以上)
労務単価	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

<市場単価>

名 称	区 分	4週8休以上
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工 （ロックボルト工）		1.03

<土木工事標準単価>

名 称	区 分	4週8休以上
区画線工		1.05
高視認性区画線工		1.02
排水構造物工		1.05
コンクリートブロック積工		1.05
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02

<伐木単価>

名 称	区 分	4週8休以上
伐木単価		注1

注1

県土木部発行の公共事業設計単価表に掲載されている「週休2日補正の4週8休（通期）単価」にて積算しています。

令和 年 月 日

殿

住所

商号又は名称

氏名

代理人

印

工 事 費 内 訳 書

工事名	令和7年度 森林管理道開設林道整備事業 横見谷線1工区
工事場所	鹿児島市 春山町 地内

[illegible]

【様式記載例】

令和〇〇年〇月〇日

契約担当者殿

(指名通知・入札公告に記載の鹿児島県知事又は地域振興局・支庁長名を記載)

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

商号又は名称 株式会社〇〇建設

氏名 代表取締役

紙による代理人入札のみ → 代理人 印

紙による代表者本人による入札は、代表者の印を押印する。

工 事 費 内 訳 書

工事名	令和7年度 森林管理道開設林道整備事業 横見谷線1工区
工事場所	鹿児島市 春山町 地内

工種等	見積金額(円)											割合 (%)
林道土工												
法面工												
擁壁工												
排水構造物工												
道路付属施設工												
建設副産物処理費 (運搬残土)												
林業作業用施設 林道土工 (盛土)												
林業作業用施設 林道土工 (連絡道)												
林業作業用施設 排水構造物工												
直接工事費												100
共通仮設費計												
純工事費												
現場管理費												
工事原価												
一般管理費計												
工事価格												

株式会社〇〇建設

※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。

森林管理道 横見谷線1工区施工箇所，林業作業用施設 (残土場) 位置図

